

「第6回全国の司法書士法人の集い」 の報告

～一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会 総会～

司法書士法人コスモ
司法書士 山口里美

司法書士制度が創設されてから13年が経過し、現在、司法書士法人数は全国で596法人を数えるまでになった。平成27年と平成28年を比較すると、個人会員は355人増加と、司法書士の登録件数自体も増加傾向にあるが、司法書士法人の会員数は46法人増えており、増加率は顕著であるといえる。少なくとも、2000名を超える司法書士が司法書士法人に参画していると推定され、当連絡協議会に求められる役割も大きくなってきているように感じる。

そのようななか、2016年7月9日(土)、日司連ホールにて一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会第3期定時総会並びに、「第6回全国の司法書士法人の集い」が開催された。

日本司法書士会連合会常任理事加藤憲一氏、公益社団法人成後見センター・リーガルサポート副理事長矢頭範之氏、同副理事長川口純一氏、並びに、全国司法書士女性会はじめ関係団体の皆様のご臨席を賜り、司法書士法人21、賛助会員10社を含む60名の参加者が全国から集結した。

1. 第1部 定時社員総会

佐藤純通副理事長が議長となり、事業報告・決算承認・事業計画承認・予算承認が行われた。

1. 当会は、平成23年に任意団体として産声を上げ、平成25年には一般社団法人に改組し現在に至るが、正会員は56法人、賛助会員が15社となった。

2. 役員会で骨子を決定した上で、当期から4つのWT（ワーキングチーム）で具体的な取り組みを行っている。

(1) 各WTからの報告

1. 企画WT

① 平成27年7月11日(土)に総会&集いを開催した。

② 「月刊登記情報」（金融財政事情研究会・賛助会員）に寄稿。

・ 「第5回全国の司法書士法人の集いの報告」（大城節子：当会監事）

・ 「第5回全国の司法書士法人の集い 基調講演—ボスがいなくても成長する組織を実現するために」（山口毅：当会賛助会員株式会社コンサルティングファーム代表取締役）

・ 「第5回全国司法書士法人の集い パネルディスカッション—ボスがいなくても成長する組織とは—」（山口毅：前記・福田龍介：当会会員、金子英之：当会会員）

・ 「NEWS 第6回全国の司法書士法人の集い 開催」（鈴木龍介：当会理事）

③ 平成27年11月26日(日)日司連との意見交換会を行い、司法書士法人を含む司法書士制度の発展のために、今後検討していくことを確認した。

④ 平成28年2月25日(木)公益社団法人成年後見センターリーガルサポート（LS）と意見交換を行い、司法書士（法人）による成年後見制度の寄与のために、ともに検討していくことを確認した。

2. 会員WT

法人協第6回集い

会員の増強並びに満足度の向上を目的として、以下のことを行った。

- ① 平成28年5月13日(金)上野「東天紅」にてオフ会を開催し、全国から20事務所が参加した。
- ② 司法書士が安心して業務を行うため、業務賠償損害保険の上乗せ制度の検討につき、保険会社と協議を開始した。

3. ウェブWT

当会のホームページ及びメーリングリストの活性化を図る目的のもと、3回の会議を行った。

4. シンクタンクWT

司法書士法人制度における法的課題を中心に研究するという役割を担い、早稲田大学商学部教授和田宗久先生にオブザーバーとして参画いただき、司法書士法人の運営上の基本ルールである定款のモデルを作成している。

- ① 社員の退社
 - ② 退社時の出資の払戻し
- に関し、モデル定款の検討を行っている。

(2) 事業計画

1. 企画WT

恒例となっている当会の総会・集いについてより充実した満足度の高い企画を検討するとともに、日司連、LS等の関係団体との積極的な意見交換を継続する。司法書士法人制度の理解を深めるために、日司連理事候補者を擁立することを目指す。

2. 会員WT

会員相互の交流を深めるため第2回オフ会を企画し、業務賠償損害保険の上乗せ制度の商品開発を進める。

3. ウェブWT

求人・求職ページ開設をはじめ、当会のホームページのコンテンツを充実させ、積極的に情報発信を行う。

4. シンクタンクWT

前期に引き続き、司法書士法人のモデル定款の検討を行う。

5. 新WT創設

当会並びに司法書士法人制度のさらなる発展を企図し、会員の増強、当会の周知並びに関係諸団体との協働を図るための施策を実施する。各WTは昨年よりの課題に取り組み、さらに、成年後見業務における司法書士法人の役割を高

め、不正防止のガイドライン(自主ルール)制定を目的として、後見WTチームを立ち上げる。有識者の方々から知見をいただきながら、月一回程度のペースで会議を開催する予定。

Ⅱ. 第2部 「第6回 全国の司法書士法人の集い」

基調講演「後見をめぐる最近の状況と法人後見に期待すること」と題し、東京家庭裁判所・家事第1部日景聡判事からお話いただいた。

後見・保佐・補助開始及び任意後見人選任の申立ては、前年比約1.2%の増であるが、うち、任意後見は約11%の増であり、最近の傾向を知ることができる。

そのようななか、実際に選任される後見人等のうち、約35%が親族であり、残り65%は第三者。うち約27%が司法書士とのことで、後見人の3人に一人が司法書士である計算となる。

後見事件処理は、今後も累積的增加が見込まれるなか、さらなる、効率化、合理化が求められている。また、昨今、残念ながら後見人による不正の報道も後を絶たない。専門職に限ってみても、平成26年の不正件数22件(被害総額約5億6000万円)であったものが、平成27年は37件(被害総額約1億1000万円)と、被害総額こそ減っているものの、不正件数は増えている状況である。さらに、情報化社会のなかで、個人の権利意識も高まり、事件そのものが複雑化している。

司法書士法人は、個人司法書士に比べて、複雑な事件に対し知力を集結することが可能であり、長期にわたり被後見人等と関わりを持つことも可能である。そして、法人内部で相互監視する機能もあるため、後見人の不正防止対策にもなりうる。ゆえに、法人後見は今後期待される場所であるというお話を伺った。また、司法書士という「身近な法律家」という持ち味を生かし、本人やその親族と同じ目線で丁寧に対応することが、最も求められているのではないかとのご指摘もいただいた。

参加した司法書士法人にとっては、成年後見業務のなかで、司法書士法人として担うことができるところ、強みが明確となり、非常に有意義な研修となったのではないだろうか。

Ⅲ. 最後に

総会終了後の懇親会にも、北は北海道札幌、南は九州長崎の法人代表が参加し、活発な意見交換、交流が行われた。成年後見業務一つを取り上げてみても、後見人候補である専門職といわれる職種に、司法書士の他に、弁護士、社会福祉士等様々な士業が存在する。それは、私たち司法書士が今、成年後見という業務に積極的に取り組まねば、他の専門家が先に取り組むと

いうことを意味する。成年後見という制度が創られ、15年以上積み重ね、守ってきたこの業務を、さらに進化させたいものである。

国民の権利擁護に、さらに寄与することができるよう、本会では引き続き、環境整備に取り組んでいく所存である。関係各位、また、全国の司法書士法人の皆さまの積極的参画をお願いしたい。

(やまぐち さとみ)